

報告第十七号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十二年九月二十七日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区立東部地区 図書館新築工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	21. 11. 2 (214 日間)	円 486, 150, 000	今回 22. 8. 5	円 490, 719, 600 (4, 569, 600) (0. 9%)	既存杭の撤去等を追加実施したこと及び窓ガラスを熱線反射仕様から紫外線遮断仕様に変更したことによる増並びに地盤改良範囲の縮小が図られたこと等による減
土 木	上一色中橋架替工事 (その 2)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	21. 10. 27 (210 日間)	円 416, 729, 250	今回 22. 6. 18	円 456, 143, 100 (39, 413, 850) (9. 5%)	橋脚の築造に当たり、鋼管矢板基礎内において水と砂が湧き出したため、地質調査、地盤改良等を追加したこと及び仮設材賃借期間を延長したこと等による増
工 事	一之江駅南口広場地下機 械式自転車駐車場整備工 事 (その 2)	徳倉建設株式会社東京支店 取締役執行役員支店長 菅 祥行	21. 12. 8 (197 日間)	円 318, 150, 000	今回 22. 7. 2	円 317, 453, 850 (△696, 150) (△0. 2%)	仮囲いを安価であり、かつ、耐風性の高いものに変更したこと及び軽量鋼矢板の駅舎側の打設を夜間施工から昼間施工にしたことによる減